

2-1. 後退時車両直後確認装置に係る基準 (UN-R158)

- 適用範囲

- 自動車

二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。

- **改正概要**

自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両直後確認装置に係る国際規則（協定規則第158号）」が国連 WP29 において新たに採択されたことを踏まえ、以下の要件を満たす**後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）**を自動車に備えなければならないこととする。

< 後退時車両直後確認装置の主な要件 >

車両直後のエリア内の障害物を確認できること。¹（図参照）

確認手段はカメラ、検知システム又はミラーによること。²

1 検知システムのみで障害物を確認する場合は、確認範囲が一部異なる。

2 ただし、一部の車種については、目視のみ又は目視とミラーの組み合わせにより確認できればよい。また、一定条件の下において、確認手段を組み合わせることも可能。

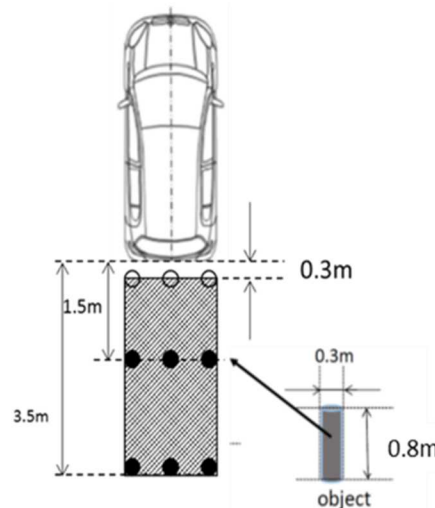


図 試験における確認範囲の例

- 改正時期（予定）

令和3年6月上旬

- 適用時期（予定）

新型車：令和4年5月

継続生産車：令和6年5月